

奈良県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、筒井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和五年六月二日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	川中 恒治	大和郡山市筒井町一五六四
〃	米田 尚史	〃 四五四―一
〃	伊谷 維男	〃 一五九七
〃	竹本 嘉之	〃 一三七九
監事	西本 弘之	〃 一六〇〇
〃	矢尾 正則	〃 一六四一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	塚本 勇	大和郡山市筒井町一五五三
〃	森村 浩行	〃 一五六五―一
〃	西本 弘之	〃 一六〇〇
〃	矢尾 正則	〃 一六四一
監事	灰藤 茂祐	〃 一五八八
〃	竹本 嘉之	〃 一三七九